## 被扶養者認定に係る『誓約書』

- 1 本調書に記載した内容に虚偽がないことを誓約いたします。 2 認定対象者の収入は、年間130万円(年金受給者および障がい者は180万円)を超えないことを誓約いたします。 3 扶養認定後、その状況に変更があった場合は、速やかにその状況に応じた手続きを行います。 4 届出を怠ったり、事実と異なる届出を行っていた場合は、遡って資格取消を受け、当該期間の療養費・給付金のすべてを返還し、 これについての異議申し立てはいたしません。

神保除者の氏名(白翠)	令和	〇〇年	〇〇月	OO日	被保険者の記号・番号	
					被保険者の氏名(自署)	健保 太郎